

③「相模原市における地籍調査」のスケジュールと進捗状況について

さがみはら自民党との意見交換会において、ご質問をいただきました「相模原市における地籍調査」について、市当局に確認した点についてご報告します。

相模原市地籍調査事業の取組み

〈取組みの基本的な考え方〉

- 1) 国制度を最大限に活用し市費の負担抑制に努めながら段階的に事業を実施。
- 2) 道路境界整備事業との連携を図り効率的・効果的な事業の進捗を図る。
- 3) 国土調査法第19条第5項の指定制度（土地区画整理事業等による測量成果の指定）の活用及び各種事業との連携を図る。
- 4) 事業の進捗に合わせた組織体制の構築と成果の一元的な管理・運用を図る。
- 5) 調査未完了地域の解消を図る。

〈事業の進め方〉・・・道路や水路と民有地の境界が不明確な箇所が多い津久井地域から調査を段階的に実施し、道路境界確定等の整備を進めるとともに、公共事業の推進や住民サービスの向上を図る。

- 1) 津久井地域を対象とした基礎的情報の整理及び旧城山町の調査未完了地域の解消
- 2) 津久井地域及び旧市域を対象とした官民境界等の調査
- 3) 全市域を対象とした一筆ごとの調査

事業の期間

平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）までを「第 1 次事業期間」、平成 32 年度（令和 2 年度）から平成 41 年度（令和 11 年度）までを「第 2 次事業計画期間」、平成 42 年度（令和 12 年度）以降を「第 3 次事業計画期間」とし、下記に示すスケジュールを目標に計画的に取り組んでいる状況。

[表 1 スケジュール]

		H27～H31	H32～H41	H42～
計画	事業期間	第 1 次	第 2 次	第 3 次
調査	都市部官民境界基本調査 (※1)	→		
	官民境界等先行調査 (※2)		→	
	一筆地調査		→	
	未完了地域の解消	→		→

(※1) 地籍調査の進捗が遅れている都市部において、官民境界（道路境界等）の基礎的な情報の整理を行う調査です。国が経費の全額を負担して実施します。

(※2) 全ての土地の境界の調査を行うのではなく、官民境界のみを先行して調査します。

事業目標

各事業期間末時点における目標値（進捗率＝本市の地籍調査対象面積 308, 93 km²に対する事業の進捗割合）を定め、計画的に取り組みを行う。

目標達成のための調査手法

各事業期間における調査手法は、都市部官民境界基本調査（「都市官」）、官民境界等先行調査（「先行調査」）、一筆調査などとなっており、各調査の事業目標等は下記の通りとなっております。

事業期間	調査手法	目標値 (進捗率)	概算費用 (参考)
第1次事業期間 (平成27年度～平成31年度)	都市官、検証測量	1.9%	約3,000千円 (うち市負担 約2,000千円)
第2次事業期間 (平成32年度～平成41年度)	都市官、先行調査	5.2%	約250,000千円 (うち市負担 約60,000千円)
第3次事業期間 (平成42年度以降)	都市官、先行調査、一筆地調査 (※4)	8.4% (※5)	— (※6)

◎関係機関との協議により調査対象地域、面積の変更が想定されます。

◎平成25年度末時点の本市の地籍調査の進捗率は1.2%です。

(※4) 第3次事業期間の取組みについては、第2次事業期間内に当該事業期間の進捗状況を踏まえ、一筆地調査の実施を含めた計画の検討を改めて行います。

(※5) 期間を10年間(平成42年度～51年度)とし、都市官を9km²(1km²/年)、先行調査を10km²(同)実施するものとして算出。

(※6) 調査手法などが決定した時点で算出します。

「先行調査」の前倒し実施

相模原市においては、令和2年度以降に当該調査を実施する計画であったものを、国と調整の結果、平成29年度より「都市官」を実施した地区において前倒しして行うことといたしました。

〔事業スケジュール〕

H29

		H27～R1	R2～R11	R12～
計画	事業期間	第1次	第2次	第3次
調査	都市部官民境界基本調査 (※1)	→		
	官民境界等先行調査 (※2)		→	→
	一筆地調査			→

(※1) 官民境界(道路境界等)の基礎的な情報の整理を行う調査です。国が経費の全額を負担して実施します。

(※2) 全ての土地の境界の調査を行うのではなく、官民境界のみを先行して調査します。

令和2年度 官民境界等先行調査

令和2年度

項目	内容
実施機関	相模原市
調査場所	緑区太井 388～426
調査筆数	188筆
調査面積	0.02 km ²
事業費(費用負担)	2,310千円(国:未定、県:未定、市:未定)
調査内容	官民境界に当る各筆の所有者に立会いしてもらい、民有地との境界を確定。街区の外枠を示す街区調査図等を作成。

地籍調査について

1 官民境界等先行調査とは

都市部官民境界基本調査の後続調査として、道路や水路と民有地の境界を先行して調査するとともに、未確定となっている境界の確定作業などを行う調査である。(要立会い)

都市部官民境界基本調査や本調査の成果は、一筆地調査や円滑な道路管理等に資するための基礎資料として活用される。

2 官民境界等先行調査の前倒し実施について

本市においては、令和2年度以降に当該調査を実施する計画であったが、国との調整の結果、平成29年度より都市部官民境界基本調査を実施した地区において前倒しして行うこととした。

〔事業スケジュール〕

H29

		H27～R1	R2～R11	R12～
計画	事業期間	第1次	第2次	第3次
調査	都市部官民境界基本調査 (※1)	→		
	官民境界等先行調査 (※2)		→	→
	一筆地調査			→

(※1) 官民境界(道路境界等)の基礎的な情報の整理を行う調査です。国が経費の全額を負担して実施します。

(※2) 全ての土地の境界の調査を行うのではなく、官民境界のみを先行して調査します。

3 調査内容(官民境界等先行調査)

平成29年度

項目	内容
実施機関	相模原市
調査場所	緑区太井311～387
調査筆数	164筆
調査面積	0.02 km ²
事業費(費用負担)	2,484千円(国:1,200千円、県:600千円、市:684千円)
調査内容	官民境界に当る各筆の所有者に立会いしてもらい、民有地との境界を確定。街区の外枠を示す街区調査図等を作成。

平成 30 年度

項目	内容
実施機関	相模原市
調査場所	緑区太井 267～305
調査筆数	133 筆
調査面積	0.03 km ²
事業費（費用負担）	2,052 千円（国：858 千円、県：429 千円 市：765 千円）
調査内容	官民境界に当る各筆の所有者に立会いしてもらい、民有地との境界を確定。街区の外枠を示す街区調査図等を作成。

令和元年度

項目	内容
実施機関	相模原市
調査場所	緑区太井 239～266
調査筆数	144 筆
調査面積	0.02 km ²
事業費（費用負担）	2,200 千円（国：1,010 千円、県：505 千円 市：685 千円）
調査内容	官民境界に当る各筆の所有者に立会いしてもらい、民有地との境界を確定。街区の外枠を示す街区調査図等を作成。

令和 2 年度

項目	内容
実施機関	相模原市
調査場所	緑区太井 388～426
調査筆数	188 筆
調査面積	0.02 km ²
事業費（費用負担）	2,310 千円（国：未定、県：未定、市：未定）
調査内容	官民境界に当る各筆の所有者に立会いしてもらい、民有地との境界を確定。街区の外枠を示す街区調査図等を作成。